

## 付 議 第 12 号

### 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する 訓令議案

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成 14 年 3 月高知県教育委員会訓令第 1 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会訓令**  
-----

**高知県教育委員会訓令第 号**

教育委員会事務局  
各教育機関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を  
改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「委員長及び」を削り、同条第2号、第3号及び第5号中「各名宛て人」を「各名宛人」に改める。

第11条ただし書中「委員長」を「教育長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する  
規則議案説明

1 改正の目的及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれ、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたことに伴い、公文書の宛名及び発信者を「委員長」から「教育長」に改めるとともに、規定の整備をしようとするものである。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(抜粋)

本則

本則

第3章 本局

第3章 本局

第1節 公文書

第1節 公文書

(收受公文書等の取扱い)

(收受公文書等の取扱い)

第8条 本局に到着した公文書(電子的公文書(高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第2条第2号に規定する電子公文書をいう。第13条において同じ。))を除く。以下この条及び次条において同じ。)及び物品(以下「公文書等」という。)は、主務課に直接到着したものを除き、教育政策課において收受し、次に定めるところによって取り扱わなければならない。

第8条 本局に到着した公文書(電子的公文書(高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第2条第2号に規定する電子公文書をいう。第13条において同じ。))を除く。以下この条及び次条において同じ。)及び物品(以下「公文書等」という。)は、主務課に直接到着したものを除き、教育政策課において收受し、次に定めるところによって取り扱わなければならない。

(1) 委員会(\_\_\_\_委員を含む。)、教育長及び教育次長(以下この条において「委員会等」という。)に宛てた公文書(次号及び第3号に掲げるものを除く。)は、開封し、その余白に別記第1号様式による收受日付印(以下「收受日付印」という。)を押印して主務課の公文書主任(以下「公文書主任」という。)に配布すること。

(1) 委員会(委員長及び委員を含む。)、教育長及び教育次長(以下この条において「委員会等」という。)に宛てた公文書(次号及び第3号に掲げるものを除く。)は、開封し、その余白に別記第1号様式による收受日付印(以下「收受日付印」という。)を押印して主務課の公文書主任(以下「公文書主任」という。)に配布すること。

(2) 親展公文書は、封かんのまま、委員会等に宛てたものは教育政策課長に、その他のものは各名宛人に配布すること。

(2) 親展公文書は、封かんのまま、委員会等に宛てたものは教育政策課長に、その他のものは各名宛て人に配布すること。

(3) 書留による公文書等のうち、委員会等に宛てたものは開封し、その余白に收受日付印を押印し、その他のものは封かんのまま、別記第2号様式による書留公文書等收受簿に記載して、公文書主任又は各名宛人に配布し、受領印を徴すること。

(3) 書留による公文書等のうち、委員会等に宛てたものは開封し、その余白に收受日付印を押印し、その他のものは封かんのまま、別記第2号様式による書留公文書等收受簿に記載して、公文書主任又は各名宛て人に配布し、受領印を徴すること。

(4) 略

(4) 略

(5) 電報は、別記第3号様式による電報收受簿に記載し、委員会等に宛てた親展電報は教育政策課長に、その他のものは公文書主任又は各名宛人に即時これを配布し、受領印を徴すること。

(5) 電報は、別記第3号様式による電報收受簿に記載し、委員会等に宛てた親展電報は教育政策課長に、その他のものは公文書主任又は各名宛て人に即時これを配布し、受領印を徴すること。

(6)・(7) 略

(公文書の発信者名)

第11条 発送する公文書は、全てその権限を有する者の名をもって発信しなければならない。ただし、委員会の権限に属するものについては、教育長の名をもって発信し、教育長の権限に属するものについては、事案の軽重により、教育次長又は課長の名をもって発信することができる。

(6)・(7) 略

(公文書の発信者名)

第11条 発送する公文書は、全てその権限を有する者の名をもって発信しなければならない。ただし、委員会の権限に属するものについては、委員長の名をもって発信し、教育長の権限に属するものについては、事案の軽重により、教育次長又は課長の名をもって発信することができる。